

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 庄内町水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和34年12月28日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	庄内町	職員数* (H19. 4. 1現在)	6
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	163.94(H18)	公営企業債現在高（百万円）	2,691(H18)
累積欠損金（百万円）	65(H18)	利益剰余金又は積立金（百万円）	241(H18)
不良債務（百万円）		財政力指数*	0.33(H18)
資金不足比率（%）		実質公債費比率*（%）	17.3(H19)
		経常収支比率*（%）	93.5(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年7月1日 合併前市町村：余目町、立川町 〕 合併に伴い、組織と公営企業会計は統合しました。事業統合については、水道料金を合併後5年以内に統一することになっており、その時に合わせて実施する予定です。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	庄内町長 原田 眞 樹
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画（水道事業）（平成18年度から平成27年度）
公表の方法等	町ホームページ、議会説明及び議会議決（水道料金改定時）
基本方針	1 水道料金の統一と改定について 合併後も旧町の料金体系が存続し、また、旧町間の料金格差を解消するため、水道料金を統一する。あわせて、経営改善を図り適正な料金水準とするため、水道料金改定を行う。 改定時期は、平成20年10月及び平成22年4月（料金統一）の予定である。 2 効率的な経営について 水道施設を良好かつ安定的に維持管理し、経費の縮減に取り組むとともに、有収率の向上を図り、効率的な経営に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			40	40
	補償金免除額			4	4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	0	12,154	63,526	75,680
合 計 (A)		0	12,154	63,526	75,680
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	0	0	0	0
	借換債	0	0	0	0
合 計 (A)		0	0	0	0
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>1 合併について 平成17年7月に余目町と立川町が合併し、庄内町となった。合併時に会計は統合したが、事業については料金統一時に予定している。</p> <p>2 水道事業の経緯について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 旧余目町は、H15.8より県広域水道へ完全に切り替えている。 2) 旧立川町は、地下水を水源とし、県広域水道から一部（約30%）を受水している。 3) 水道料金は、合併後5年以内に統一する。 <p>3 経営状況について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) H18決算における供給単価は、旧町間で約40円の格差がある。 2) 単年度収支が赤字である。主たる原因は、料金改定を行わなかったために適正な料金水準になっていないこと、受水費の負担が大きいことが考えられる。
経営課題	<p>課 題 ① 水道料金の統一</p> <p>現在の水道料金体系は、合併前の旧町毎の料金体系が存続しており、また、供給単価の旧町間格差をなくすため、水道料金の統一を行う。統一は、合併後5年以内であることから、H22.4を予定している。</p>
	<p>課 題 ② 水道料金の改定</p> <p>総費用において45%（H18決算）を占める受水費のH20.4からの料金引下げとあわせ、単年度赤字を解消し、料金水準の適正化を図るため、また、旧町間の格差を解消するため、2回の水道料金の改定を行う。改定時期は、H20.10と料金統一のH22.4を予定している。</p>
	<p>課 題 ③ 経営の効率化及び経費の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収金対策として、徴収の強化を図る。 ・老朽管の更新や漏水調査の実施により有収率の向上を図る。 ・検針業務、漏水調査、水質試験検査、メーター定期交換など民間委託を実施している。今後も民間委託できるものは積極的に推進する。 ・会計・料金業務と固定資産・公債・貯蔵品管理においてパソコン（電算化）の導入により事務の効率化を推進する。
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率*	(%)	85.5	86.5	91.7	90.1	91.2	89.3	99.1	100.0	100.1	99.9	
総収支比率(法適用)	(%)	94.2	97.2	95.9	10.0	95.6	92.4	103.8	101.5	102.0	101.6	
経常収支比率(法適用)	(%)	94.4	97.7	96.1	94.0	95.8	92.6	104.0	101.7	102.0	101.6	
営業収支比率(法適用)	(%)	103.9	105.9	109.2	106.1	108.1	103.7	117.0	114.3	114.1	113.0	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	6.4	9.4	13.9	6.8	11.5	18.4	15.1	14.3	12.5	11.1	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	4.8	6.2	1.5	1.4	1.2	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0
	うち基準内繰入金	(%)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0
	うち基準外繰入金	(%)	4.3	5.7	1.0	0.9	0.6					
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	19.4	14.3	20.8	16.4	32.4					
	うち基準内繰入金	(%)										
	うち基準外繰入金	(%)	19.4	14.3	20.8	16.4	32.4					
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)※2 給水原価(円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	(1)料金改定は、単年度収支が赤字であることから、適正な料金水準を確保する。 (2)料金サイクルは10年間で、料金算出方法は総括原価方式である。 (3)給水人口と有収水量は、減少傾向が続いているため、今後も減少を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	(1)繰入金については、平成19年度より基準外繰入金を廃止し、基準内繰入金(消火栓等に要する経費)のみとする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	(1)大規模投資として、平成20年度に水源地機械設備の更新として7千万円程度を計画している。財源は、公営企業金融公庫資金を予定している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	行政ニーズに対応した分かりやすい組織体制とすることが必要不可欠であり、職員数は合併してもないこともあり、他団体と比べ超過となっている。集中改革プランにおいては、合併協議における新・まちづくり計画で毎年の退職者に対し新規採用は毎年1名とし、職員の純減と人件費の総額削減を図り、計画を達成する見込みである。職員数は、合併時が298人、H19.4が287人、計画最終年度であるH23は259人である。 なお、水道事業については、当プランに明記はない。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	(1)給与構造の見直し 新給料表の導入(H18.4.1) (2)地域手当の支給 支給なし (3)特殊勤務手当 外勤徴収手当と工務手当の廃止(H17.7.1合併時) (4)通勤手当の是正 自動車等使用者の引下げ(H17.7合併時)
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	(1)平成18年度まで勲奨退職に関する要綱により、50歳以上勤続20年以上の職員に1号給(新給料表)から6号給の特別昇給があったが、平成19年10月1日から廃止した。 (2)退職手当は、山形県市町村職員退職手当組合加入により、当組合に準拠している。 (H15.11より手当支給率引下げ、H18.4より新給料表導入により調整額を適用)
◇ 福利厚生事業のあり方	山形県市町村職員共済組合の事業主負担割合の適正化や職員組合に委託している福利厚生事業等、住民の理解が得られるものとなるよう点検や見直しを行い、適正に事業を実施する。 なお、健保組合は組織していない。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	(1)未収料金対策として、徴収強化を推進する。 (2)老朽管の更新や漏水調査の実施により有収率の向上を図る。 (3)水道管入替工事において、他工事と同時施工することにより工事費の縮減を図る。この縮減分を老朽管入替工事に振り向け、効率的な経年管更新の促進に繋げる。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	(1)町では、「指定管理者制度」導入に関するガイドラインを平成19年3月に策定した。現在のところ、水道施設については対象外としている。 (2)検針業務、漏水調査、水質試験検査、メーター定期交換、配水施設の保守点検を民間委託として実施している。今後も、民間委託できるものは積極的に行う。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体において、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	(1)課内掲示及び町ホームページにて、①決算書及び②地方公営企業の経営の総点検に基づく経営状況報告書を公開している。 (2)「庄内町人事行政の運営等の状況」(職員数、給与、勤務条件等)として、年1回町広報(全戸配布)に掲載している。
○ 行政評価の導入	(1)平成18年度より事務事業評価を実施している。目標年度は平成22年度である。 (2)水道事業については、収納率と有収率を目標として設定している。
5 その他	(1)会計業務、固定資産管理、公債管理、料金業務において、パソコン(電算化)を導入し、事務の効率化を推進している。(課題③)

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	(1) この5年間で職員数は2人を削減している。うち1人は合併後である。今後は、町全体として集中改革プランの取組みを実行する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	(1) 総費用において45%(H18決算)を占める受水費が平成20年4月から料金引下げが行われ、あわせて、単年度赤字を解消するため、適正な料金水準を確保する。 (2) 料金体系は合併前の旧町毎の料金体系が継続しており、供給単価の格差40円(H18決算)を解消するため、料金統一とあわせ料金改定を2回行う。料金改定は、旧町間の格差が大きいため調整ということで2回行い、格差を解消する。全体としての改定は、現在の供給単価と同程度を見込む。 (3) 未収金対策として、徴収の強化を推進する。 H18の未収金は18.4百万円(うち現年度分が10.2百万円、過年度分が8.2百万円)で、現年度分をH19・H20は△7%、過年度分をH19からは△22～28%とする。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	(1) 基準外繰出金については、平成19年度より廃止した。
4 その他	(1) 事務の効率化を推進するため、会計業務、料金業務、固定資産管理、公債管理、貯蔵品管理において使用しているパソコンについて、賃貸借契約(耐用年数5年)がH21で切れるが、経営の効率化を図るため、新規契約せずに使用する。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率			※立川町: 9.96%									
	改善額(料金の適正化)※1				1		1						
2	未収金の徴収対策												
	改善額					5	5	3	2	1	0	0	6
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	57	44	50	49	42		43	43	43	43	43	
	改善額	8	7	7	8	15	38						
	給与水準	28	21	25	24	21		21	21	21	21	21	
	改善額	4	4	3	4	7	18						
	その他(法定福利費、退手組負担金)	29	23	25	25	21		22	22	22	22	22	
	改善額	4	4	4	4	8	20						
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	8	7	7	7	6		6	6	6	6	6	
	増減数(人)		-1			-1							
4	維持管理費等	41	31	24	29	26		26	26	26	24	24	
	改善額(適正化)										2	2	4
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率	6.4	9.4	13.9	6.8	11.5		18.4	15.1	14.3	12.5	11.1	
	増減		3.0	4.5	7.1	4.7		6.9	3.3	0.8	-1.8	-1.4	
	企業債現在高	3,068	3,008	2,936	2,820	2,691		2,517	2,468	2,350	2,236	2,120	
	増減		-60	-72	-116	-129		-174	-49	-118	-114	-116	
	計画前5年間改善額合計						44						10
	改善額合計												4

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	24	24	24	23	23	23	23	22	22	22
年間総有収水量(千m ³)	2,595	2,578	2,551	2,516	2,409	2,389	2,351	2,318	2,286	2,262
公称施設能力(m ³ /日)	15,402	15,402	15,402	15,402	15,402	15,402	15,402	15,402	15,402	15,402
1日最大配水量(m ³ /日)	10,335	10,051	9,890	9,511	9,167	9,665	9,448	9,448	9,448	9,448
最大稼働率(%)	67.1	65.3	64.2	61.8	59.5	62.8	61.3	61.3	61.3	61.3
供給単価(円/m ³)	216.8	217.7	220.9	222.5	223.4	223.4	223.4	223.4	223.4	223.4
給水原価(円/m ³)	253.7	251.8	241.0	247.0	246.3	250.3	225.4	223.5	223.1	223.7

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

現在、簡易水道事業は9事業体で経営されている。
H17に水道事業専門委員により検討のされ、次のとおり報告された。
①5年から10年を目標に水道事業に則った経営に取組むこと
②人口や世帯数の減少が見込まれ、あるいは、施設更新を計画の場合は、長期計画を策定のうえ、上水道事業への経営統合を検討のこと
③経営の安定が見込まれる場合は、人口や世帯数、施設の更新を含めた長期計画を策定のこと